

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文  
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>六の二 クロトンアルデヒド及びこれを含有する製剤</p> <p>六の三 （略）</p> <p>六の四 クロロ酢酸メチル及びこれを含有する製剤</p> <p>六の五～六の十一 （略）</p> <p>七～十九の二 （略）</p> <p>十九の三 テトラメチルアンモニウムヒドロキシド及びこれを含有する製剤</p> <p>十九の四～十九の六 （略）</p> <p>二十～二十四の五 （略）</p> <p>二十四の六 プロモ酢酸エチル及びこれを含有する製剤</p> <p>二十四の七 （略）</p> <p>二十五～三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六の三～六の九 （略）</p> <p>七～十九の二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>十九の三～十九の五 （略）</p> <p>二十～二十四の五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>二十四の六 （略）</p> <p>二十五～三十一 （略）</p> <p>（劇物）</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p>

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (略)  
(105) (略)

(106) 二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―

二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(E)―(一R・三R)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―

二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(Z)―(一S・三S)―三―(二―シアノプロパー

―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシラ―

二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメチル)ベ

ンジルⅡ(EZ)―(一RS・三SR)―三―(二―シアノプロ

パー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキシ

ラ―ト及び二・三・五・六―テトラフルオロ―四―(メトキシメ

チル)ベンジルⅡ(E)―(一S・三S)―三―(二―シアノプ

ロパー―エニル)―二・二―ジメチルシクロプロパンカルボキ

一〇三十一の二 (略)

三十二 (略)

(1) (略)  
(105) (略)

(新設)

ジルⅡ(Z) — (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—  
 エニル) — 二・二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート二  
 %以下を含有し、二・三・五・六—テトラフルオロ—四—(メト  
 キシメチル) ベンジルⅡ(EZ) — (一RS・三SR) — 三 — (二—  
 シアノプロパー—エニル) — 二・二—ジメチルシクロプロ  
 パンカルボキシラート—%以下を含有し、かつ、二・三・五・六  
 —テトラフルオロ—四—(メトキシメチル) ベンジルⅡ(E) —  
 (一S・三S) — 三 — (二—シアノプロパー—エニル) — 二・  
 二—ジメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・二%以下を含有  
 するものに限る。) 並びにこれを含有する製剤

(107) |  
 (170) |  
 (略)

三十三 (略)

三十三の二 二—(ジエチルアミノ) エタノール及びこれを含有する  
 製剤。ただし、二—(ジエチルアミノ) エタノール〇・七%以下を  
 含有するものを除く。

三十三の三 (略)

三十四〜百九 (略)

2 (略)

(106) |  
 (169) |  
 (略)

三十三 (略)

(新設)

三十三の二 (略)

三十四〜百九 (略)

2 (略)